第13回総会議事録

(令和3年7月26日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第13回総会議事録

- 1 日時及び場所
 - 令和3年7月26日(月) 午後2時00分開会 午後4時55分閉会 戸塚区役所 8階大会議室A・B
- 2 出席及び欠席委員の氏名委員総数 25名 出席委員 24名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名)別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目 別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名なし
- 5 議事の要領 開会 午後2時00分
 - ※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。
 - ※事務局より出席委員数報告
- ○議長 第13回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は24名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第13回総会を開会いたします。議事録署名人は、青木司光委員と安西健一委員にお願いします。
- ○議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『農地法第3条の規定に 基づく許可申請に対する処分について』を審議します。事務局から説明をお願いしま す。
- ◆事務局〈第1号議案第3号を朗読〉
- ○青木委員 上瀬谷小学校から東に約600mの農用地2筆です。経営移譲のため、世帯内で贈与するものです。譲受人の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第1号議案第3号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いし ます。

- ○議長 総員挙手と認め、第1号議案第3号については、許可と決定します。
- ○議長 次に、第1号議案第4号を審議します。事務局から説明をお願いします。

- ◆事務局〈第1号議案第4号を朗読〉
- ○青木委員 上瀬谷小学校から南東に約550mの農用地3筆です。経営移譲のため、 世帯内で贈与するものです。譲受人の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第4号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第1号議案第4号については、許可と決定します。
- ○議長 次に、第1号議案第5号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第1号議案第5号を朗読〉
- ○野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。
- ○遠藤推進委員 上飯田小学校から南西へ約350mの農用地3筆です。譲受人の肥培 管理は良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第1号議案第5号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第1号議案第5号については、許可と決定します。
- ○議長 次に、第1号議案第6号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第1号議案第6号を朗読〉
- ○森委員 議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
- ○門倉推進委員 横浜泉郵便局から南東へ約100mの農用地2筆です。社会福祉法人が福祉目的の農体験の場として購入するものです。譲受人の肥培管理は良好です。 ご審議をお願いします。
- ○安西健一委員 申請地の前面の道路の幅員は4m道路で、不法路上駐車が多い。 セットバックする予定は無いのか。
- ◆事務所 セットバックの予定はありません。ただ元々馬入れとして車両が入る為のスペースはあるため、利用者がそちらを使えば周辺に迷惑を掛けることは無いかと思われます。
- ○議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第1号議案第6号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第1号議案第6号については、許可と決定します。
- ○議長 次に第1号議案第7号を審議します。第1号議案第7号は、第4号議案『農地 法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』の第16号、 第17号、第18号と関連があるため、第4号議案を先に審議することとし、福本委 員に関連する案件です。福本委員の退室をお願いします。

(福本委員 退室)

○議長 事務局から説明をお願いします。

- ◆事務局〈第4号議案第16号を朗読〉
- ○北村委員 議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
- ○間邊推進委員 横浜横須賀道路朝比奈インターチェンジ出入口から南西へ約200m の調整白地4筆です。少なくとも30年前から駐車場及び資材置場として利用されて おり、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第16号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第16号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第4号議案第17号を審議します。
- ◆事務局〈第4号議案第17号を朗読〉
- ○北村委員 議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
- ○間邊推進委員 横浜横須賀道路朝比奈インターチェンジ出入口から東へ約50mの調整白地1筆です。昭和62年頃から資材置場として利用されており、現在に至ります。 農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第17号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第17号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第4号議案第18号を審議します。
- ◆事務局〈第4号議案第18号を朗読〉議案の訂正をお願いします。地番「254」を「254-1」と訂正をお願いします。
- ○北村委員 議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
- ○間邊推進委員 横浜横須賀道路朝比奈インターチェンジ出入口から南西へ約270m の調整白地4筆です。平成10年頃から通路として利用した隣地住宅の庭先が、住宅 の崩壊により通行できなくなり、耕作に適さない土地となり、山林化したものです。 農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。第4号議案第18号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第18号については、承認と決定します。

次に第1号議案第7号を審議します。事務局から説明をお願いします。

- ◆事務局〈第1号議案第7号を朗読〉
- ○北村委員 議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
- ○間邊推進委員 大道中学校から南西へ約250mの調整白地1筆。経営拡大のために 譲り受けるもの。譲受人の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第7号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第1号議案第7号については、許可と決定します。
- ○議長 福本委員の入室をお願いします。

(福本委員 入室)

- ○議長 次に第2号議案『農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第2号議案第5号を朗読〉立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。
- ○安西健一委員 下和泉小学校から北東へ約100mの農振白地1筆です。申請者が駐車場に整備し、動物病院と建設会社に賃貸するものです。申請地の東側及び南側は道路、北側は宅地、西側は駐車場です。周囲は、西側はコンクリートブロック2段とフェンスを設置し北側は隣地の既存の擁壁とします。場内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透にて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第2号議案第5号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第2号議案第5号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第2号議案第6号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第2号議案第6号を朗読〉立地基準については第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資申込書と預金通用の写しにより資力があることを確認しています。開発許可不要について、令和3年6月10日建築局調整区域課に確認済みです。
- ○田中推進委員 市営地下鉄舞岡駅から北東へ約180mの調整白地1筆です。申請者が造成整備し、駐車場として賃貸するものです。申請地の東側は資材置場、西側は道路、南側畑、北側は駐車場です。周囲は、東側は既存の擁壁で、北側はブロックで土留めし、フェンスを新設します。西側はブロック2段積を新設します。場内はアスファルト舗装とし、雨水はU字溝及び、集水桝を新設し、西側の公道既存側溝へ接続し処理します。

周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

- ○安西健一委員 申請地に接している道路北側はかなり細くなっているが、支障は無い のか。
- ◆事務局 申請地の南側や、東側の幅員の広い道路の交通量は多いですが、申請地の正 面道路については、申請地正面にある法人しかほぼ通っていない状況です。
- ○議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第2号議案第6号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第2号議案第6号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第3号議案『農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第3号議案第5号を朗読〉立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。
- ○福本委員 議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
- ○間邊推進委員 上中里団地入口交差点から北東へ約180mの農振白地2筆です。申請者が駐車場に整備し、所有する業務車両を置くものです。申請地の北側は国有地、西側は畑、東側は道路、南側は宅地です。周囲は北側の入り口部分を除き、ブロック積みし、アルミフェンスを敷設します。場内はファルト舗装とし、雨水は東側に新設 U字溝及び集水桝を設置し、公道既存側溝に流します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第3号議案第5号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第3号議案第5号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第3号議案第6号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第3号議案第6号を朗読〉立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。
- ○横山委員 相模鉄道いずみ野線いずみ野駅から北東へ約500mの農振白地3筆です。 譲受人が申請地を使用貸借し、自己住宅を建築するものです。申請地の東側及び北側 は畑、西側及び南側は道路です。周囲はコンクリートブロックとフェンスを設置しま す。場内は、建物部分以外はコンクリート打設、ジャリ、人工芝装とし、雨水は公道 U字溝に接続します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第3号議案第6号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第3号議案第6号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第4号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地 証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第13号を朗読〉
- ○北村委員 明治学院戸塚グラウンドから北西に約500mの農振白地1筆です。少なくとも昭和44年ごろから住宅敷地となっており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第13号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い

します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第13号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第4号議案第14号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第14号を朗読〉
- 〇田中推進委員 市営地下鉄舞岡駅から南東へ約300mの調整白地1筆です。60年 前頃から自宅及び共同住宅の庭として利用使用し、農地として利用したことが無く現 在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第14号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第14号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第4号議案第15号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第15号を朗読〉
- ○北村委員 ドリームハイツ交差点から南西に約100mの農振白地1筆です。少なくとも15年前から駐車場及び進入路として利用されており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第15号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第15号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第5号議案『相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨 の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第5号議案第30号を朗読〉
- ○北村委員 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
- ○小宮推進委員 影取北公園から東に約300mの農振白地12筆5団地です。ジャガイモやナスなど露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
 - 第5号議案第30号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第30号については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第5号議案第31号を朗読〉
- ○横山委員 いしかわ幼稚園から南東へ約400mの農用地3筆1団地です。露地野菜 及び施設野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第31号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い

します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第31号については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第5号議案第32号を朗読〉
- ○北村委員 ウィトリッヒの森の西側約100mに位置する農用地7筆1団地です。シ クラメンやペゴニアなどの花卉を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いし ます。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。第5号議案第32号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第32号については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第5号議案第33号を朗読〉
- ○福本委員 県立釜利谷高校から南東へ約400mの生産緑地1筆です。バラ、パンジーなど花卉のほか、果樹苗、植木などを栽培しており肥培管理は概ね良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第33号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第33号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第5号議案第34号を審議します。第34号は安西健一委員に関連する案件です。安西健一委員の退室をお願いします。

(安西健一委員 退室)

- ◆事務局〈第5号議案第34号を朗読〉
- ○横山委員 和泉が丘幼稚園から北東へ約300mの生産緑地1筆1団地です。露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第34号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第34号については、承認と決定します。
- ○議長 安西健一委員の入室をお願いします。

(安西健一委員 入室)

- ○議長 次に第5号議案第35号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第5号議案第35号を朗読〉
- 〇臼居委員 市営地下鉄下永谷駅から北へ約600mの生産緑地4筆2団地です。露地 野菜を中心に栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第35号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第35号については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第5号議案第36号を朗読〉
- 〇臼居委員 日限山中学校から東へ約400mの振興地域6筆1団地です。露地野菜を中心に栽培しており肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第36号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第36号については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第5号議案第37号を朗読〉
- ○臼居委員 議案の詳細については根本推進委員から説明します。
- ○根本推進委員 吉原小学校から西に約50mの生産緑地4筆1団地です。主に植木を 栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第37号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第37号については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第5号議案第38号を朗読〉
- 〇安西健一委員 和泉が丘幼稚園から北東へ約500mの生産緑地1筆1団地です。苗物を中心に栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第38号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第38号については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第5号議案第39号を朗読〉
- ○北村委員 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
- ○小宮推進委員 矢島幼稚園から南西に約300mの農振白地5筆1団地です。玉ねぎやトマトなどの露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第39号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第39号については、承認と決定します。

- ○議長 次に第6号議案『相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第6号議案戸13-04を朗読〉
- 〇田中推進委員 市営地下鉄舞岡駅から南東へ約200mの農振白地1筆です。タケノコを栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案戸13-04について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお 願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第6号議案戸13-04については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第6号議案戸13-08を朗読〉
- ○安西健一委員 下和泉小学校から南西へ約350mの農振白地他合計8筆3団地です。 果樹及びタケノコを栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案戸13-08について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお 願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第6号議案戸13-08については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第6号議案戸13-09を朗読〉
- ○矢島委員 環状 4 号線田谷交差点から南東へ約 3 0 0 mの農用地 1 筆です。ダイコン、 ジャガイモ、カボチャ等の露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願 いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案戸13-09について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお 願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第6号議案戸13-09については、承認と決定します。
- ◆事務局〈第6号議案戸13-17を朗読〉
- ○北村委員 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
- ○小宮推進委員 生協戸塚病院東側の農振白地他1筆です。ジャガイモやホウレン草などの露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案戸13-17について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお 願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第6号議案戸13-17については、承認と決定します。
- ○議長 次に第7号議案『造成工事の承認について』を審議します。事務局から説明を お願いします。
- ◆事務局〈第7号議案第5号を朗読〉こちらの案件に関連しましまして、5月の総会にお

ける受付番号第2号及び第3号で承認していただいた案件についてですが、ガラ交じりの土が混入されておりました。そこで工事施工者へ是正指導を行い、是正計画書の提出を受けております。これにより、8月25日までに是正を完了する計画となっています。南西部農業委員会が定める要綱に基づき、優良な農地に復元されるまで、新たな承認をしない、という規定がある為、今回は保留でお願いしたいと思います。ご審議をお願いします。

- ○青木委員 上瀬谷小学校東側交差点から北東に約650mの湿田になります。毎年雨が降った際、水はけが悪く排水改善のため盛土をする申請で、5月に承認しました。その後、6月に他の案件もあり、施行中の当該地を確認するとジャリ交じりの土のように見受けられた。施工作業中の業者に確認、指摘した際、きれいな土にするから問題は無いと反論された。経験上、そういう土を突き固めてしまうと深く入ってしまう。そうすると表面上は綺麗に見える。今回、例年になく長雨だったため、表層の土が流れ露わになった。それがここに至った経緯になります。現在はガラの鋤取りを行っており、それが済みしだい、良い土を入れる工程となっています。
- ○議長 私も現地を確認しましたが、建設残土が入っているのは確認できた。そのため、 今回の是正が完了するまで、新たな申請は出来ないので今回は保留とする、というこ とについてご意見をお願いします。
- ○金子推進委員 上瀬谷地区は区画整理を行い、市街化区域になる区画もある。今後は、 こういったことがある、ということを注意していく必要がある。
- ○相澤推進委員 造成工事で今回のようなことはかつて無いので、農地造成全般で、今後こういった事が起きた際、どういった対応を取るか決めておいた方が良いと思う。
- ○安西健一委員 是正計画書はあくまで経過のみの記載であり、ガラ混入についての反 省が見受けられないがどうなっているのか。
- ◆事務局 是正計画書や工程書の他に始末書をもらっている。その中で反省する趣旨の 記載があり、口頭での確認もして います。
- ○安西健一委員 土の搬入までの契約等の経緯はどうなっているのか。
- ◆事務局 工事施工者が搬入する土を受け入れる業者とは、建設残土が混入しないよう 契約を取り交わしているとのことです。
- ○安西健一委員 今回の工事施工者は農地造成の度に名前が良く出るが過去にこういったことはないのか。
- ◆事務局 4年前に似たような事例があったが、同様に是正指導を行っています。
- ○奥村委員 搬入した土がどこから来た、どんな土なのか今の体制では証明できないのではないか。調査し、それが建設残土であれば受け入れられないはず。証明する義務を課してはどうか。
- ◆事務局 是正計画書に、どこから搬入・搬出の記載をさせている。今後新たに申請書を受け付ける際には、必要に応じて搬入先のどの区画から持ち出した等、より詳細な 資料を求めます。
- ○根本推進委員 是正計画書の書面内容は、何故こうなったのか、何時、どこから何トン車何台で、どの業者から搬入したなど具体的な顛末書により深く確認する必要がある。搬入した際、工事施工者は立ち会うなど徹底しないと、今後もこういったことは起こり得る。搬入先との契約書や作業時の監督、検査確認を行うなど、工事工程そのものを見直すなどしないと再発防止が出来ないのではないか。
- ○議長 いろいろご意見を伺いました。今回の議案については、是正を確実するという

計画により承認とすべきか、保留か不許可とすべきかいかがでしょう。ご意見を伺い たい。

- ○青木委員 現在は是正計画の工程通り工事中ですから、是正が完了することをもって 承認すべきで、今回は保留とすべきと思う。
- ○奥村委員 次回承認するにあたって、是正している内容を誰も目視していない。その 為に、根本委員が言われたように、具体的にいつ、どこから何トン車で搬入したか明 確な資料の提出により是正されたことを確認すべき。
- ○髙橋孝至委員 保留とする場合、今回の願出人の工事が遅れ、その後の作付が始められない、という不利益が生じる事になる。願出人はそのことを知っているのか。また 工事施行者が農地法の違反行為を行ったなら、他の業者に頼むことも願出人はできる のではないか。また、違反行為により保留となったことは願出人に伝えるのか。農業 委員会として伝える権限は無いのか。保留とするにしても説明責任があるはず。
- ◆事務局 保留になったことについては工事施工者からも願出人へ伝えます。違反行為 を行ったという理由について伝えるかは確認します。いずれにしても保留になった旨 の説明はする予定です。
- ○議長 他にご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第7号議案第5号について、保留とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第7号議案第5号については、保留と決定します。
- ◆事務局〈第7号議案第6号を朗読〉議案の訂正をお願いします。埋立て後の利用状態「野菜畑」を「芝畑」へ訂正をお願いします。
- ○青木委員 議案の詳細については金子推進委員から説明します。
- ○金子推進委員 下瀬谷坂上交差点から南西に約50mの農振白地3筆です。排水改善のため最大1.5mの土の入換えです。工期は令和3年7月26日から令和3年12月25日です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第7号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第7号議案第6号については、承認と決定します。
- ○次に第8号議案『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第8号議案第4号を朗読〉
- ○鈴木委員 主たる従事者の死亡。熊野神社前交差点から北東に約100mの生産緑地ほか16筆2団地です。主たる従事者は相続と同時に平成14年から農業に従事していました。平成26年頃から体調を崩し、日常生活も困難になり、令和3年6月に亡くなりました。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。 第8号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第8号議案第4号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第9号議案『買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力 について』を審議します。瀬谷66、瀬谷104、瀬谷105、瀬谷106、瀬谷 133、泉47及び瀬谷62を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<瀬谷66、瀬谷104、瀬谷105、瀬谷106、瀬谷133、泉47及び瀬谷62を朗読>買い取り希望者がいましたら、令和3年8月5日(木)までに事務局までご連絡をお願いします。買い取り希望者がいない場合には、「希望者なし」として市長あてに回答したいと思います。ご審議をお願いします。
- ○議長 それでは審議に入ります。ご意見等ありましたらお願いします。
- ○議長 ご意見等ありませんか。なければ採決を行います。
- ○議長 第9号議案瀬谷66、瀬谷104、瀬谷105、瀬谷106、瀬谷133、泉47及び瀬谷62について買い取り希望者がいましたら、8月5日(木)までに事務局に連絡することとし、希望者がいない場合には「希望者なし」として市長あてに回答することを承認することに異議なしとする方は挙手を願います。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第9号議案瀬谷66、瀬谷104、瀬谷105、瀬谷106、瀬谷133、泉47及び瀬谷62については承認とします。

議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

- ◆事務局 報告事項第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理 について
- ◆事務局 報告事項第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理 について
- ◆事務局 報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- ◆事務局 報告事項第4号 特定農地貸付の変更について
- ○議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。
- ○議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願い します。

その他情報提供・事務連絡を行う。

- ○議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありますでしょうか。
- ○議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第13回総会を閉会といたします。

閉会 午後4時55分

- 6 会議に出席した関係者の氏名 別添出欠状況表のとおり
- 7 その他議長において必要と認める事項なし

令和3年7月26日開催 第13回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏	名	役 職 名	出欠状況	備考
1	北 村	豁	会長	出席	議長
2	髙 橋	功	会長職務代理者	欠席	
3	矢 島	寛	連合会理事	出席	
4	鈴木	宏		出席	
5	臼 井	喜代志		出席	
6	森	雅則		出席	
7	安 西	八幸		出席	
8	高 橋	孝 至		出席	
9	横山	重 雄		出席	
10	福本	清		出席	
11	野 渡	リツ子	連合会理事	出席	
12	奥 村	玄		出席	
13	青 木	司 光	連合会理事	出席	議事録署名人
14	安 西	健 一	連合会理事	出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏	名	役 職 名	出欠状況	備考
1	内 田	克 己		出席	
2	金 子	秀喜		出席	
3	小 宮	藤正		出席	
4	安 西	勤		出席	
5	相澤	藤雄		出席	
6	田中	豊		出席	
7	間邊	巖	連合会理事	出席	
8	根本	和 正		出席	
9	門 倉	和美	連合会理事	出席	
10	遠藤	誠次		出席	
11	髙 田	芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 綿貫所長、本橋係長、小林事務職員、山内技術職員、栗林事務職員 山本(玲)事務職員、福士技術職員、鈴木事務職員

議決事件及び審議結果

	議案事件		審議結果	摘要
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請	3号	許可	
	に対する処分について	4号	許可	
		5号	許可	
		6号	許可	
		7号	許可	
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請	5号	許可相当	
	に対する意見決定について	6号	許可相当	
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請	5 号	許可相当	
	に対する意見決定について	6号	許可相当	
第4号議案	農地法の適用を受けない土地に係る運用	13 号	承認	
	指針に基づく非農地証明について	14号	承認	
		15 号	承認	
		16号	承認	
		17号	承認	
		18 号	承認	
第5号議案	相続税の納税猶予に関する引き続き農業	30号	承認	
	経営を行っている旨の証明について	31号	承認	
		32 号	承認	
		33号	承認	
		34号	承認	
		35 号	承認	
		36号	承認	
		37号	承認	
		38号	承認	
		39号	承認	
第6号議案	相続税の納税猶予に係る特例適用農地	戸13-04	承認	
	等の利用状況の確認について	戸13-08	承認	
		戸13-09	承認	
		戸13-17	承認	
第7号議案	農地造成工事の承認について	5号	保留	
		6号	承認	
第8号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者に	4号	承認	
	ついての証明について			
第9号議案	買い取らない旨の通知をした生産緑地	瀬谷66		
	地区のあっせんの協力について	瀬谷104		
		瀬谷105		
		瀬谷106		
		瀬谷133		
		泉47		
		瀬谷62		